相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県稲敷市下太田一八二〇番地、最後の住所茨城県稲敷市下太田一八二一番地一

被相続人　亡　柳町　卓司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月三日

事務所茨城県土浦市木田余西台二番六六―一〇三号風間法律事務所

相続財産管理人　弁護士　風間　幹夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県大和市福田五丁目七番地一八、最後の住所神奈川県愛甲郡愛川町半原四九一一番地の四

被相続人　亡　小山　裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月三日

神奈川県小田原市本町一―七―二〇　三の丸ビル弁護士法人小田原三の丸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　湯淺　文憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県加茂市大字五反田七二七番地二、最後の住所新潟県加茂市大字五反田八三四番地

被相続人　亡　小式澤　均

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月三日

新潟市中央区学校町通一番町一二番地市役所前ビル五階平石直樹法律事務所

相続財産管理人　弁護士　平石　広佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯田市浜井町三六三八番地、最後の住所長野県飯田市川路三四五七番地一ハートヒル川路

被相続人　亡　中平　福太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月三日

長野県飯田市松尾明四八七八番地

相続財産管理人　田中　清文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市緑区篠の風一丁目一五〇三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　内海　正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月三日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目六番四一号ＡＭビル一〇階　阪野公夫法律事務所

相続財産管理人　弁護士　阪野　公夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県松阪市松名瀬町四九〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松浦喜美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月三日

三重県松阪市阿形町二〇〇番地一六二

相続財産管理人　司法書士　鈴木　陽介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市七松町二丁目三二九番地、最後の住所兵庫県尼崎市七松町二丁目二六番一号

被相続人　亡　森　秀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月三日

事務所兵庫県西宮市甲風園一丁目八番一号ゆとり生活館ＡＭＩＳ五階

相続財産管理人　弁護士　中園江里人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県南あわじ市榎列大榎列一三六八番地、最後の住所兵庫県洲本市五色町広石北八四七番地

被相続人　亡　島本　哲男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月三日

兵庫県淡路市志筑三一一一番地六七

相続財産管理人　川端　英雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県浜田市殿町八三番地九六、最後の住所島根県浜田市朝日町一〇五番地五

被相続人　亡　佐々木　公

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月三日

島根県益田市中吉田町七五六番地センタービル二階弁護士法人山陰リーガルクリニック益田事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市雑賀町九〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　多々納浩志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月三日

事務所島根県松江市北田町二〇番地一

相続財産管理人　弁護士　岡崎由美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県南国市十市一五七九番地一、最後の住所高知県高知市東雲町五番四号斉藤アパート一〇二　被相続人　亡　土居　菊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月三日

高知市新屋敷二丁目九番二号

相続財産管理人　松浦　弘延

平成25年度　愛・地球博成果継承発展助成事業公募のお知らせ

一般財団法人地球産業文化研究所は、2005年日本国際博覧会（愛・地球博）の基本理念を継承発展させるために、平成25年度の愛・地球博成果継承発展助成事業を公募します。締切は平成24年10月31日(水)午後３時までです。詳しくは、次のホームページをご覧下さい。

平成24年９月３日

＊http://www.gispri.or.jp/koubo/index.html

＊提出先及び問い合わせ先

〒103－0015

東京都中央区日本橋箱崎町41番12号

ＫＤＸ箱崎ビル６階

一般財団法人地球産業文化研究所

愛・地球博理念継承発展事業部

電話03－3663－2500（代表）

第33期決算公告

平成24年７月６日

東京都台東区小島２丁目６番11号

株式会社エム・ディ・サービスヨシダ

代表取締役　山中　通三

貸借対照表の要旨（平成24年４月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	176
	固定資産	28
	資産合計	204
負純資産債及びの部	流動負債	84
	固定負債	3
	株主資本	117
	資本金	10
	利益剰余金	106
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	104
	（うち当期純利益）	(5)
	負債・純資産合計	204

第１期決算公告

平成24年８月24日

札幌市西区二十四軒一条四丁目１番10号

株式会社ｅデバイスラボ

代表取締役　土内　彰

貸借対照表の要旨

（平成24年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,627
	合計	1,627
負純資産債及びの部	流動負債	44
	株主資本	1,583
	資本金	2,000
	利益剰余金	△416
	その他利益剰余金	△416
	（うち当期純損失）	(416)
	合計	1,627